

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（116）」

2. 日時：平成29年4月11日 10時05分～12時05分

13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室C、7階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、

高嶋原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波担当）付）

藤田技術研究調査官、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他1名

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻、その他自然現象等）」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<竜巻>

- 先行PWRプラントの審査の論点等を踏まえ、東海第二における論点を抽出し整理して説明した資料を提示すること。（地震との重畳、固縛等）
- 基準への適合状況を整理して説明した資料を提示すること。
- 設計竜巻の最大風速 V_0 については、92m/s と 100m/s の2つの値が示されていることから、整理して説明した資料を提示すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵容器が、設計竜巻荷重に対して十分な耐性があることの根拠を整理して説明した資料を提示すること。
- 東海発電所も含め事業所外からの飛来物による影響に関しても整理して資料を提示すること。
- 設計飛来物の設定の考え方について、全体的な相関を整理して説明した資料を提示すること。
- 固縛できない飛来物（鋼材等）の対策について整理して説明した資料を提示

すること。

- 防潮堤を竜巻防護施設として抽出していないことについて、竜巻による防潮堤への影響を説明した上で防潮堤を竜巻防護施設としない根拠を整理して説明した資料を提示すること。
- 竜巻の評価について、日本版改良藤田スケールのデータベースの値を考慮していることを整理して説明した資料を提示すること。
- 竜巻による重大事故等対処設備への影響について整理して説明した資料を提示すること。
- 設計荷重の設定について、設置許可段階と詳細設計段階の仕切りを明確に整理して説明した資料を提示すること。

<その他自然現象等>

- 基準への適合状況を整理して説明した資料を提示すること。
- 積雪について、観測記録史上1位の日最深積雪である32cmに対し、設計基準としての積雪深を30cmとしている根拠を整理して説明した資料を提示すること。
- 有毒ガスの敷地外可動施設からの流出の影響について、中央制御室から離隔距離を0.5km以上とすることで影響がないとする根拠を整理して説明した資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」への対応について